

松江市茶の湯条例

よき日本の面影を今にとどめる城下町松江は、茶どころとして知られている。市民は作法にとらわれることなく、好みに合わせて抹茶を点て、いただいている。ひとときの和みは落ち着きとゆとりをもたらし、生活を潤す。市民の暮らしに根づいた松江のお茶の習慣は、培われて茶の湯文化となり、この地を訪ねた人々を魅了してやまない。

松江の茶の湯文化は、江戸時代に松江藩松平家第7代藩主治郷・不昧公によって隆盛をみた。不昧公は、早くから禅と茶道を学び、武家茶の流れのなかで、独自の茶風を創出した。茶道具の名品の保護と収集にも尽力した。これを人々に鑑賞させ、美の興味をともにし、職人たちには、その技法を学ばせ、さらに自らの美意識を反映した道具の再生をすすめた。また、製茶はもとより、茶席に用いられる菓子や料理を作る職人、さらに茶室建築の匠も養成した。このように、茶道芸術を通し、建築、美術工芸や食の文化の発展をうながし、松江に芸術文化を育て、ものづくりの技量を高め、それは今日の松江を支える産業となり、市民の暮らしを豊かにしている。

亭主も客も、互いを思いやり、心かよわせることが、何よりも大切と説いた不昧公の教えも、国際文化観光都市・松江市民の「おもてなしの心」となって、今に息づいている。

時の流れの中で、茶の湯も改革されるものと不昧公は考え、本質をふまえて新しい時代の茶の湯文化を築き、発展させた。私たち市民は、この精神を受け継ぎ、新しい時代の茶の湯文化を創出し、その所産である産業の振興にいそしんできた。

私たちは、これをさらに充実させ、繁栄をもたらすため、研鑽^{さん}をつみ、内容を豊かにし、未来につづく継承者を育成し、新たな展開をともに求め、これを

もとに松江市の茶の湯を、国内外に発信することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、茶の湯文化及び茶の湯文化に関する産業（以下「茶の湯文化等」という。）の振興について、基本理念を定め、市民、茶道団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、茶の湯文化等の振興に関する基本的な施策（以下「基本施策」という。）を定めることにより、市民の文化的で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶の湯文化 茶道、茶道に関する工芸、芸術、料理、菓子及び建造物その他の文化的所産並びにこれらに関する活動により形成された技術、風俗慣習及び生活様式をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (3) 茶道団体 市民を中心に構成され、茶道の普及、継承、発展等に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人をいう。

(基本理念)

第3条 茶の湯文化等の振興に当たっては、市民、茶道団体、事業者及び市の活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

2 茶の湯文化等の振興に当たっては、市民、茶道団体、事業者及び市の相互の連携及び協力で推進されなければならない。

3 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、松江藩松平家第

7 代藩主治郷・不昧公が基礎を築き、松江の歴史、風土等を反映しながら継承され、日常的な生活の中で培われてきた特有の文化（以下「生活文化」という。）であることを共有し、推進されなければならない。

4 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として普及することで優れた技術を有する多様な産業を創出し、今日まで広く地域経済に貢献していることを共有し、推進されなければならない。

5 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として普及することで市民の豊かな心を^{かん}涵養し、おもてなしの心の醸成が図られていることを共有し、推進されなければならない。

6 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として発展的に継承されなければならない本市の財産であることを共有し、推進されなければならない。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、茶の湯文化等への理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等に親しむこと等を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

（茶道団体の役割）

第5条 茶道団体は、基本理念にのっとり、自らの活動又は茶の湯文化に親しむ機会を市民及び事業者に提供する活動を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。

2 茶道団体は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等への理解を深めるよう

努めるものとする。

- 2 茶の湯文化に関する産業を営む事業者は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等を担う人材の確保及び育成を図るとともに、技術の継承、新商品の開発及び消費の拡大等に努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動又は支援活動を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、基本施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市民、茶道団体及び事業者が行う茶の湯文化等の振興に係る取組に協力するものとする。

(基本施策)

第8条 市は、茶の湯文化等への理解を深めるため、情報の収集及び発信その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、茶の湯文化等の継承及び発展を図るため、将来を担う人材の確保及び育成その他必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、茶の湯文化等を学ぶ機会の充実を図るため、教育及び学習の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、茶の湯文化等の普及を図るため、茶道団体及び事業者が行う茶の湯文化等に親しむ機会を提供する活動への支援その他必要な施策を講ずるものとする。
- 5 市は、茶の湯文化に関する産業の振興を図るため、当該産業を営む事業者が行う技術の継承、新商品の開発及び消費の拡大への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、茶の湯文化等を生かした観光の振興を図るため、観光宣伝活動の推進及び観光商品開発への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

7 市は、茶の湯文化等に関する有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、必要な調査及び修復、公開等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(茶の湯の日)

第9条 市は、基本理念にのっとり、市民、茶道団体及び事業者が茶の湯文化等に特に親しむ機会とするとともに、茶の湯文化等の振興を期する日として、茶の湯の日を設ける。

2 茶の湯の日は、4月24日とする。

3 市は、茶の湯の日の普及啓発を行う。

4 市は、茶の湯の日を中心とする期間及び毎月24日において、茶の湯の日にふさわしい広報、行事その他必要な事業を行うとともに、市民、茶道団体及び事業者が、茶の湯の日にふさわしい取組を行う場合には、当該取組に協力するものとする。

5 市民、茶道団体及び事業者は、茶の湯の日を中心とする期間及び毎月24日において、特に茶の湯文化に親しむとともに、前項に規定する市が行う事業に、協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。